

行政の窓

全国初となる

「北海道植樹の日・育樹の日条例」

が制定されました

「北海道植樹の日・育樹の日条例」が平成30年第4回北海道議会定例会で提案され、平成30年12月25日に施行されました。植樹の日・育樹の日の条例の制定は、全国の都道府県初となる取組です。

条例においては、「道民一人ひとりが、植樹及び育樹を通じて、森林及び樹木に触れて親しむこと」や「北海道の豊かな森林を未来に引き継いでいくことを期する日」などを目的としており、植樹及び育樹の日を定めるとともに、植樹及び育樹月間も定められています。

条例の概要

【目的・趣旨】

○道民一人ひとりが、**植樹及び育樹**（枝打ちその他の樹木を育成するための行為をいう。）**を通じて**、森林及び樹木に触れて親しむことにより、身近な場所からはらかな山並みに渡る緑の木々に思いをはせ、北海道の森林の豊かさ及び森林がもたらす様々な恵みに感謝する心を育み、協働による森林づくりを進め、**北海道の豊かな森林を未来に引き継いでいくことを期する日**として植樹の日及び育樹の日を設ける。

【日・月間について】

○**植樹の日は5月の第2土曜日**とし、**育樹の日は10月の第3土曜日**とする。

○道民の植樹及び育樹に関する活動への積極的な参加の促進のため、趣旨にふさわしい取組を行う期間として植樹月間及び育樹月間を設ける。

○**植樹月間は5月**とし、**育樹月間は10月**とする。

【道の役割】

○道は、植樹の日及び育樹の日並びに植樹月間及び育樹月間を広く普及するものとする。

○道は、道民及び市町村、事業者その他の関係団体と協働し、植樹の日及び育樹の日を中心として、趣旨にふさわしい植樹及び育樹に関する活動その他の森林づくりの施策を実施するよう努めるものとする。

【道民の役割】

○道民は、植樹の日及び育樹の日を中心として道及び市町村、事業者その他の関係団体が実施する植樹及び育樹に関する活動その他の森林づくりの取組に協力するよう努めるものとする。

■今後の道の取組

道では、本条例の制定を契機として道民の植樹及び育樹の取組を推進するため、「北海道・木育フェスタ」や第44回全国育樹祭の北海道開催などでの植樹・育樹への参加機会の提供や、市町村や企業・団体と連携した普及PRに取り組みます。

道民の皆様の植樹及び育樹活動への参加をはじめ森林づくりへのご理解とご協力をお願いします。



第68回北海道植樹祭
(平成29年度当別町)



第41回全国育樹祭
(平成29年度香川県)

(水産林務部森林環境局森林活用課活用調整グループ)